

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

国民年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 8件

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から同年6月まで

私は、平成3年※月に、区役所に婚姻届を提出に行った際、国民年金が未納になっていると指摘を受けた。その時、さかのぼって納付した場合の保険料額等の説明を受け、後日、保険料の納付に行った。

申立期間だけが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は申立期間のみであり、かつ、4か月と短期間である。

また、申立人は、平成元年12月に国民年金に加入して以来、国民年金被保険者期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立期間後に、申立人の夫が厚生年金保険の資格の喪失をした際の、夫の国民年金の資格取得及び保険料納付と申立人の被保険者資格の変更手続及び保険料納付を適正に行っており、年金に関する意識が高かったと認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年10月ごろに払い出されたものと推測でき、申立期間前の元年12月から2年2月までの保険料を納付した後、2年7月から同年11月までの保険料を4年8月26日に、2年12月から3年3月までの保険料を4年9月25日に過年度納付していることが社会保険庁のオンライン記録により確認でき、申立期間前後の保険料を納付しているにもかかわらず、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民

年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から同年9月まで  
国民年金制度が設けられた時に、妻と一緒に国民年金に加入した。その後は毎回、妻が二人分の国民年金保険料を納付してきたのに、妻のみ納付済みで、自分だけ未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、国民年金制度発足時から、そろって加入手続を行っていることが国民年金手帳記号番号払出管理簿の夫婦連番の払出しの記録により確認でき、申立期間においても、夫婦で一緒に保険料を納付する意思があったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間も含めて任意加入期間においても国民年金保険料の未納は無く、第3号被保険者や厚生年金保険の資格取得及び喪失の際の切替手続をほぼ適正に行っていることから、申立人及びその妻は納付意識が高かったことが推認できる。

さらに、申立期間は1回で6か月と短期間であり、申立人は、当時国民年金手帳を交付されたことや、申立人の手帳の中に検認印が押されていたことなどを具体的に記憶しているほか、申立期間当時の国民年金保険料の金額についても、申立人の供述は、当時の保険料額とほぼ一致するなど、申立内容に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年11月、同年12月、60年7月及び61年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和5年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年7月から46年3月まで  
② 昭和49年11月及び同年12月  
③ 昭和60年7月  
④ 昭和61年3月

申立期間当時、自宅に集金人が来ていたのを覚えている。妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたのに、妻だけ納付済みとなっており、私は未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②、③及び④については、自宅に来ていた郵便局の職員に、国民年金保険料を支払っていたと主張するところ、当時、A町の郵便局では、職員が集配の際に国民年金保険料を預り金として集金し処理しており、申立人が挙げる当時の郵便局の職員の氏名が確認されたことから、申立内容は信ぴょう性が高いと認められる。

また、申立人及びその妻は、昭和42年8月ごろに国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号は夫婦で連番の払出しとなっており、夫婦と一緒に国民年金保険料を納付する意思があったことがうかがえる上、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間に係る国民年金保険料はいずれも納付済みとなっている。

さらに、申立人の妻の国民年金手帳では、昭和49年10月1日に、「強制」で資格を取得したことになっているが、オンライン記録では、49年10月分は任意加入となっており、申立人が49年11月に厚生年金保険の資格を喪失後、国民年金の資格取得の手続をした際にさかのぼって変更されたものと推認され、49年11月に申立人の国民年金への再加入の手続を行いながら、手続をした月について未納となっていることは不自然

である。

- 2 一方、申立期間①については、夫婦で一緒に納付していたとする申立人の妻の国民年金手帳には、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す検認印があるが、申立人の国民年金手帳には無い。

また、申立人は、申立期間当時、国民年金保険料の納付に直接関与していない上、申立人とは住所を異にし、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は既に亡くなっていることから、国民年金保険料の納付状況等が不明であり、申立人が国民年金保険料を納付していることを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年11月、同年12月、60年7月及び61年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から63年3月まで

私は、いつも自分と妻の国民年金保険料を合わせて市役所内の金融機関で納付していた。領収書は残っていないが、確定申告書控があるので納付していたことは間違いなく、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳になるまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、当初、申請免除していた昭和36年度から38年度までの3年分の保険料も昭和46年に追納しており、申立人夫婦の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が所持する昭和61年、62年及び63年の確定申告書に記載されている社会保険料控除の金額は、当時の二人分の保険料額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から63年3月まで

私の夫は、いつも自分と夫の国民年金保険料を合わせて市役所内の金融機関で納付していた。領収書は残っていないが、確定申告書控はあるので納付していたことは間違いなく、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳になるまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申請免除期間であった昭和36年度から38年度までの3年分の保険料を昭和46年に追納していることから、申立人夫婦の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の夫が所持する昭和61年、62年及び63年の確定申告書控に記載されている国民年金保険料支払額は、当時の二人分の保険料額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成14年1月及び同年2月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年1月及び同年2月

私は、平成14年1月に結婚に伴い、勤めていた会社を退職し、同年2月にA市B区からC町（現在は、D町）に転居し、同町の役場で国民年金の加入手続を行った。その際、収入が無いため保険料の申請免除手続を行った記憶がある。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間が免除期間ではなく未納期間とされており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失する都度、国民年金加入手続を的確に行っており、申立期間についても、C町（現在は、D町）が保管している申立人に係る住民異動届をみると、申立人は、平成14年2月5日付けの届出により同年1月26日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立てどおり、厚生年金被保険者資格を喪失した後に同町において国民年金の加入手続を行ったことが推認できる。

また、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録では、平成12年9月から13年8月までの期間について申請免除となっており、同年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した後、14年1月26日に資格を喪失しているにもかかわらず、C町の住民異動届の備考欄には、平成13年度はA市B区で免除承認済みである旨の記載がみられる。この備考欄の記載内容について同町は、当時、申請免除について申立人と何らかのやり取りがあったことが推測でき、担当者が、申立人が13年度の一年間について免除承認を受けているものと誤認し、申立期間については改めて申請免除手続を行う必要が無いとの誤った判断をした可能性もあるとしている。

さらに、社会保険庁のオンライン記録をみると、平成20年5月28日付けで申立期間に係る被保険者記録が追加訂正されており、それまでは、申

立期間は未加入期間として取り扱われていたことが確認できることから、申立人が、14年2月5日に町役場において被保険者資格の再取得を行ったにもかかわらず、町から社会保険事務所への進達漏れなどの行政上の事務的過誤があったことが認められる。

以上の事情により、申立人は、申立期間当時、町役場に申請免除の申出を行い、当時は無職であったことから免除承認される可能性はあったにもかかわらず、行政の事務的過誤により申請免除の承認手続きが行われなかったと考えるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については免除されていたものと認められる。

## 広島国民年金 事案 610 (事案 432 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立ての要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

申立期間当時、私は、A団体に所属しており、現金等の私有財産を一切持たずに生活していたので、国民年金保険料を実際に支払っていないが、申立期間当時においては、A団体が私と同僚の国民年金保険料を払ってくれていたはずである。同僚の国民年金保険料が納付済みとなっているのに私だけ未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与していたとするA団体の世話人には連絡を取ることができないとしていることから、国民年金保険料の納付状況等は不明である。

また、申立期間は96か月と長期間で国民年金の未加入期間とされていることから、国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間当時、国民年金保険料を一緒に納付していたはずであると主張する同僚は、記録によると、昭和50年12月ごろに国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立人の申立期間と同時期の36年4月から40年6月までの期間の国民年金保険料については、申立人が既にA団体を退会した後の50年12月に特例納付されている。

加えて、申立期間について、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらのことから、既に当委員会の決定に基づき平成20年11月6日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間当時、当該同僚の国民年金保険料が納付済みとなっているため、申立人についても、国民年金保険料が納付済みであるはずだと主張しているが、前記のとおり当該同僚の国民年金保険料は、申立人が

A団体を退会後に特例納付されている上、申立人が新たな証拠として当委員会に提出した別の同僚が記載した証言書からも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人に係る申立期間の国民年金保険料がA団体により納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から46年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から46年8月まで  
20歳になった時に、別々か同時かは記憶に無いが、国民年金と国民健康保険の納付書のようなものが届き、母に納付するように言われたので、旧姓で、国民年金保険料として3か月分ごとに3,300円ぐらいを当時のA町役場に納付したと思っているので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金への加入手続、国民年金手帳交付については記憶が無く、当時の状況は不明である。

また、申立人が納付していたとする保険料額と当時の保険料額が大きく相違しており、納付書に現金を添えて納付したと思うとしているが、B市が納付書方式を実施したのは昭和50年4月からであり、申立内容に不合理な点が見受けられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立期間後の昭和47年10月ごろであり、申立期間は国民年金の未加入期間であることから保険料を納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から50年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から50年8月まで

私の夫は、昭和50年9月に、A市役所で私の国民年金の記録を確認した時、婚姻した40年10月から保険料が納付されていないと言われた。

夫は、市の職員から「今ならば、過去の国民年金保険料をさかのぼって納付できる。」と言われたので、保険料額を計算してもらい、50年9月30日に、市役所窓口で5万3,000円ぐらいを納付しており、このことは、私も覚えているし、夫の元同僚も、夫がその話をしていたことを覚えているので、未加入とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金保険料を一括納付したとされる昭和50年9月は、第2回特例納付期間中（昭和49年1月から50年12月まで）であるが、特例納付の対象者は国民年金の強制加入者であり、申立期間において、未加入（任意加入者）である申立人は、特例納付の対象者とはなり得ないことから、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、保険料額は5万3,000円ぐらいだったと思うと主張しているが、仮に、昭和50年9月に特例納付により一括納付した場合、納付対象期間は40年10月から48年3月までであり、48年7月から50年3月までは過年度保険料、50年4月から同年8月までは現年度保険料となり、合計で10万3,900円となることから、申立人の夫が納付したとする国民年金保険料額と大きく相違する上、48年4月から同年6月までの期間は、時効により納付できない期間である。

さらに、申立人の夫は、市役所窓口で納付書によらず現金で納付したとしているが、当該市役所は、「特例納付に係る保険料額については、被保険者等が希望すれば計算していたが、過年度保険料に当たる特例納付保険料を市が預かるような取扱いは無かったと思う。」と説明している。

加えて、申立人の夫が、申立期間に国民年金保険料を一括して納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月、平成3年7月及び同年8月、同年11月から4年3月までの期間、同年11月から5年3月までの期間、7年3月から同年5月までの期間、同年9月、8年5月及び同年6月、同年9月から同年11月までの期間、9年1月から同年4月までの期間、10年6月、同年8月、12年5月、13年3月並びに同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月  
② 平成3年7月及び同年8月  
③ 平成3年11月から4年3月まで  
④ 平成4年11月から5年3月まで  
⑤ 平成7年3月から同年5月まで  
⑥ 平成7年9月  
⑦ 平成8年5月及び同年6月  
⑧ 平成8年9月から同年11月まで  
⑨ 平成9年1月から同年4月まで  
⑩ 平成10年6月  
⑪ 平成10年8月  
⑫ 平成12年5月  
⑬ 平成13年3月  
⑭ 平成13年5月

国民年金保険料の納付は、昭和54年5月から会社に勤め始めるまでの期間は自宅に集金に来ていた婦人会の人に支払い、平成3年1月に会社を退職して後は市役所の支所の窓口で納付していた。国民年金保険料は漏れなく納付したはずであるのに申立期間の保険料が未納とされており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は14回、延べ31か月に及ぶ長期間であることから、申立人が国民年金保険料を納付したにもかかわらず行政機関が続けてその処理を誤ったとは通常考え難い。

また、申立人は昭和47年4月に国民年金に任意加入し、54年3月までの7年間にわたり保険料を納付した後、同年5月に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立期間①は、申立人が当該厚生年金保険被保険者資格を取得する直前の1か月であり、集金人に支払ったと申し立てているが、年度が変わった直後であり、保険料の集金時期は申立人が会社勤めを始めた後であったと推測できることから、勘違い等により納付漏れとなった可能性も考えられる。

さらに、申立人は国民年金保険料の督促が来ないように漏れなく納付したと主張するのみで、申立期間の保険料納付を裏付ける資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から平成 2 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から平成 2 年 2 月まで

私は、昭和 62 年 1 月に勤めていた会社を辞めて無職となったが、母が年金だけは払っておかないと将来困るというので、自分で市役所に行き国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は加入手続後、定期的に市役所で納付していた。

しかし、申立期間の保険料が未納となっており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 1 月に会社を退職した後に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は社会保険事務所が保管する払出管理簿により平成元年 10 月 13 日に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては申立期間のうち少なくとも昭和 62 年 6 月以前の保険料は時効により納付することができず、同年 7 月から平成元年 3 月までの保険料は過年度納付となり、定期的に市役所の窓口で納付していたとの申立内容と符合しない。

また、申立人は、申立期間中は継続して A 市内に居住しており、払出管理簿の縦覧調査や氏名検索によっても、申立人に他の国民年金手帳記号番号が払い出されている事情等は見当たらない。

さらに、申立人は昭和 60 年 4 月 1 日から 62 年 1 月 26 日まで厚生年金保険に加入していたが、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿をみると、資格取得日は申立人が 20 歳になった日が記載されており、申立人が所持している国民年金手帳にも、初めて被保険者となった日として 20 歳になった日が記載されていたものが、後に 62 年 1 月 26 日に訂正されている。

加えて、A 市の国民年金被保険者名簿の備考欄に「職権適用」のゴム印が押され、当初受付年月日として平成元年 9 月 29 日と記載されている上に、払出管理簿により申立人と同じく同年 10 月 13 日に手帳記号番号が払い出されている者の中から 14 人を抽出して申立期間における国民年金保険料の納付状況をみると、全員が申立人と同じ昭和 41 年生まれであり、1 人が

2か月分の保険料を納付しているほかは未納となっている。

以上の事情により、A市では平成元年9月に昭和41年生まれの未加入者について、職権により国民年金加入手続を行ったことが推認でき、申立人自身が市役所の窓口で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 12 月 29 日から 40 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 41 年 7 月 2 日から 42 年 4 月 1 日まで

私は、A社に入社してから退職するまで、継続して勤務し、A社のトラックで取引先のB社やC社のセメントや砂利を運搬していた。B社やC社での厚生年金保険の加入記録がある期間も、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと記憶している。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間について、A社の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

また、当時、社会保険事務所の職員が毎月事業所に来ていたことも記憶しており、何のために来ていたのか不可解である。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立ての事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、社会保険事務所の記録により、昭和 40 年 5 月 1 日であることが確認でき、申立期間①の時期は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、当該事業所で厚生年金保険被保険者となっている者はいない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は健康保険番号の\*番で新規適用日に資格取得していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間以前にB社での加入記録が確認できるが、当該事業所の被保険者名簿を確認しても、当該期間以外に申立人の名前は見当たらない。

加えて、申立人に申立期間①に係る状況を聴取しても具体的な供述は得られない。

2 申立期間②について、申立人は申立ての事業所で昭和 40 年 8 月 21 日に資格を喪失し、引き続き同日付でC社で資格を取得、41 年 7 月 2 日に資格を喪失した後、申立ての事業所で 42 年 4 月 1 日に、再度、資格を取得（健康保険番号\*番）していることが、各事業所の被保険者原票により確認できる。

また、社会保険事務所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 40 年 5 月 1 日から 42 年 4 月 1 日までの期間の資格取得者の整理番号に欠番は無く、申立人は\*番と\*番の記録があるが、このほかに申立人の名前は無い。

なお、申立人の同原票には申立人の被扶養配偶者の記録、健康保険の配偶者分娩費や育児手当金の支給記録が記載されており、当該記録に不自然さは無いが、申立人は、「健康保険証は会社が預かっており、当該事業所で健康保険証を使った記憶は無い。」と供述しているほか、申立期間において居住していたと供述する住所地については、戸籍の附票により申立期間以降に居住していることが確認でき、申立人の記憶はあいまいである。

3 申立人は「申立期間①及び②の期間だけでなく、B社やC社で厚生年金保険の加入記録がある期間についても、A社に在籍し、B社やC社での運送業務に従事しており、出向していたのかもしれない。」と供述しているが、社会保険事務所が保管するこれらの事業所の被保険者名簿及び原票を確認しても、申立期間に申立人の加入記録は確認できない。

また、申立ての事業所及び前後に加入記録のあるこれらの事業所の従業員について確認しても、申立人以外にこれらの事業所で加入記録のある者は見当たらず、申立内容を裏付ける同僚等は確認できない。

4 申立人について、申立ての事業所の当時の従業員に聴取しても、申立人が勤務していたとの供述は得られるが、具体的な在籍期間についての供述は得られず、申立ての事業所は昭和 55 年 2 月 14 日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び従業員のほとんどは既に死亡又は所在不明のため、申立人の勤務実態及び保険料控除に係る供述は得られず、B社及びC社についても、当時の事業主は死亡しており、関係者等も申立人の記憶は無いとしている。

5 このほかに、申立期間①及び②について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月から 31 年 5 月まで  
中学卒業後、すぐにA社に入社し、原料の木皮を粉砕したものを型枠に入れ、釜で焼いてコルク板にする仕事をしていた。  
入社当初から昼夜二交替勤務で、夜勤のときは午後 6 時から翌朝 7 時まで働いていたのに、厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する上司や同僚の名前が社会保険事務所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されていること、及び複数の同僚が「申立人は申立ての事業所に勤務していた。」と供述していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 28 年 6 月 1 日であり、それ以前に当該事業所で被保険者資格を取得している者はいないことが確認できるとともに、当該事業所の被保険者名簿の新規適用日から 31 年 5 月までの健康保険の番号に欠番は無く、申立人の名前は見当たらない。

また、i) 申立人は「入社後すぐに夜勤をしていた。」と供述しているが、当時の同僚は「製造現場は夜勤があるので、18 歳未満の年少者はほとんどおらず、いたとしても 18 歳までは夜勤や残業はしていなかった。」と供述していること、ii) 申立人は「私が在職中に辞めた者はいなかった。」と供述しているが、申立ての事業所では、厚生年金保険の新規適用時の 20 人の社員のうち、14 人が経営不振等のため 1 年以内に退社していること、iii) 申立人は「中学時代の同級生の B 氏は、私より 1 年くらい後に入社した。」と供述しているが、B 氏が高校を卒業したのは昭和 31 年 3 月であることから、申立人

が申立ての事業所に入社したのは、申立人が 18 歳となった 30 年 9 月以降とみられる。

さらに、申立人の在籍期間について、当時の同僚等から具体的な供述は得られない上、申立ての事業所では数か月程度の試用期間があったとの同僚等の供述があることから、申立人は試用期間中に当該事業所を退社したものと推測することができる。

加えて、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、当該事業所は平成 15 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、このほかに申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月11日から同年12月21日まで

私は、昭和26年5月から29年4月1日に厚生年金保険の資格を喪失するまで何の変化も無く同一会社に継続して勤務していたのに、途中の記録が抜けているのはおかしい。社会保険事務所の記録の回答では、勤めていたのは株式会社であったのが、合資会社になっていたし、私の生年月日が間違っていたので、記録が誤っているのは明らかである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和26年5月1日から29年4月1日まで継続して勤務していたとしているが、社会保険事務所が保管する申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、26年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、28年8月11日に資格を喪失し、再度、同年12月21日に厚生年金保険の資格を取得し、29年4月1日に資格を喪失していることが記録されている。

また、同被保険者名簿を精査したところ、昭和28年8月11日に資格を喪失している従業員が、申立人を含め187人、同年8月20日に資格を喪失している従業員が27人確認でき、同年8月時点で被保険者名簿に記載されている従業員のほぼ全員が資格を喪失しており、上記187人のうち申立人を含めた113人が同年12月21日に資格を再取得していることが確認できることから、当該事業所において一括した取扱いがなされたことがうかがえる。

さらに、申立ての事業所は、昭和31年9月27日に社会保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は死亡しているが、当時の事業主の息子は、「28年8月に会社が倒産し、同年12月に再開したが、その間、従業員は失業保険をもらっていたはずで、会社は給与を払っていなかった。」と供述し

ている一方、28年8月11日に資格を喪失している従業員二人は、「会社が倒産したから辞めた。」、「会社が倒産したときに会社へ職業安定所の人に来て失業保険の手続をした。会社が再開したので、また勤め始めた。」と供述している。

なお、社会保険事務所の記録によると、申立ての事業所は、合資会社として昭和22年10月1日に社会保険の適用事業所となり、24年5月2日に株式会社に変更されていることから、申立期間当時、株式会社であったことが確認できる。また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立人の生年月日が4年誤って記載されており、申立人が指摘するまで、申立人の生年月日とは相違した生年月日で記録が管理されていたことは確認できるが、申立ての事業所の加入記録との関係はうかがえない。

このほかに、申立期間において事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 10 日から同年 8 月 26 日まで

「ねんきん特別便」が届いたので、社会保険事務所に行ったところ、基礎年金番号に結び付いていない 5000 万件の記録の中から A 社の厚生年金保険加入記録が見つかった。その後勤めた B 社を退職した時に脱退手当金を 3 万いくもらった記憶はあるが、A 社の脱退手当金はもらった記憶は無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている B 社の被保険者期間と申立期間は、社会保険庁の記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、当初、B 社の被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は（〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇）であったが、取消線で消して記号番号（XXXX-XXXXXX）と記載され、申立期間である A 社での記号番号（XXXX-XXXXXX）に重複整理された記録がある上、昭和 38 年 5 月以降作成された申立人の B 社の被保険者原票の記号番号は（XXXX-XXXXXX）となっていることから、A 社と B 社との厚生年金保険記号番号は受給を認めている B 社の資格喪失時以前に既に重複整理が行われていたと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険脱退手当金支給報告書の「脱退手当金の額の計算の基礎となった期間」欄の最初の資格取得年月日は A 社での資格取得日である昭和 36 年 3 月 10 日となっており、最後の資格喪失年月日は B 社での資格喪失日である 43 年 5 月 16 日となっていることから、同年 7 月 19 日に支給決定された脱退手当金は、申立期間を含む支給日前のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎として計算されたと考えられる上、その脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理も申立期間を含む脱退手当金が支給されたものとなっており、不自然さはいかたがえ、ほかに

申立期間を含む脱退手当金の受給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月 1 日から平成 10 年 8 月 18 日まで  
私は、昭和 46 年 9 月 18 日から平成 10 年 8 月 18 日まで A 事業所に勤務していた。

しかし、平成 4 年と 8 年の源泉徴収票から導き出される平均給与月額に比べ標準報酬月額が低すぎるように思う。このほか、申立期間に係る標準報酬月額は、当時の給料に比べ低い金額となっており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、申立期間のうち平成元年 1 月から 10 年 8 月までの期間に係る給与支給台帳を保管しており、当該給与支給台帳により、当該期間については、申立事業所から社会保険事務所へ届出されている標準報酬月額に対応する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立期間のうち昭和 55 年 1 月から 63 年 12 月までの期間については、給与支給台帳等の関連資料は無く、厚生年金保険料の控除は明らかでないが、  
i) 申立事業所が保管している平成 4 年から 9 年までの期間に係る算定基礎届（控）に記載されている額、給与支給台帳における支給額及び社会保険庁の標準報酬月額に係る記録を検証した結果、事業主は適正な届出を行っていると認められること、  
ii) 社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票及び社会保険庁のオンライン記録によれば、昭和 55 年 1 月から 63 年 12 月までの期間に係る標準報酬月額は、19 万円から 30 万円へと推移していることから、当該期間についても、申立人は、事業主により社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと推認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
昭和 19 年 6 月に、A 社 B 造船所から A 社 C 造船所へと配属が変更になった。これら徴用先の勤務実態は同じ工員であったにもかかわらず、C 造船所での勤務期間が厚生年金保険の被保険者でないことに納得がいかない。また、その当時は在籍していないはずの D 社で厚生年金保険の記録があるのはなぜか。

### 第3 委員会の判断の理由

徴用先の A 社 C 造船所の在籍名簿等により、申立期間について上級工員として同事業所に勤務していたことは推認できるものの、同事業所では申立人の厚生年金保険被保険者<sup>だい</sup>臺帳は無く、厚生年金保険の加入、保険料の控除については不明としている。

また、申立人が経理事務員として採用されたとしている D 社の記録によると、申立期間を含む昭和 19 年 1 月 10 日から同年 10 月 31 日までの期間は應徴休職となっているが、社会保険庁（社会保険業務センター）が保管する申立人の厚生年金保険被保険者<sup>だい</sup>臺帳によると、D 社において同年 6 月 1 日に資格取得となっており、事務職であったことを示す「改 1」印があることなどから、申立期間は D 社で事務職員として厚生年金保険に加入していたことが確認でき、別の被保険者番号が払い出されている形跡もないことから、A 社 C 造船所で加入しているとは考え難い。

さらに、A 社 C 造船所で申立人が同僚として記憶している者で姓名が分かり、特定できた者（2 人）からは申立人に係る保険料控除について具体的な供述は得られず、うち同じ部署にいたとみられる 1 人は、申立人と同様に、昭和 19 年 6 月 1 日に資格を喪失し、申立期間については未加入となってい

る上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿で申立人と同じ頁に記載されている9人（D社、事務職）全員が申立人と同様、19年6月1日に資格を取得し、記号番号が払い出されているが、加入は同年10月1日からとなっている。このように4か月の未加入期間が発生しているのは、労働者年金保険法（現在の厚生年金保険法、工場や炭鉱に勤務する男子労働者を対象）が改正され、同年6月1日から被保険者が女子及び一般事務職員まで拡大されたが、同日から同年9月30日までは同法施行に伴う準備期間とされ、保険料徴収及び保険給付は同年10月1日から開始とされたため、制度上、申立期間については、厚生年金保険の被保険者期間として算入されなかったことによるもので、申立期間が加入期間となっていないことについて不自然さは無い。

加えて、申立期間後の昭和19年10月1日から同年11月1日（入隊）までの期間については、申立人がA社C造船所に在籍し、<sup>おろ</sup>應徴休職期間であったにもかかわらず、D社が申立人の厚生年金保険料を納付していることが確認できることから、申立期間における申立人の厚生年金保険に係る事業主はD社と考えるのが自然である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月から25年6月まで  
昭和23年9月から25年6月まで、A社で働いていたのに厚生年金の記録が無い。給与から厚生年金保険料が引かれていたと思うので、記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立事業所の厚生年金保険の新規適用年月日は昭和30年5月1日となっており、申立期間については適用事業所となっていない。

また、申立事業所は、申立期間当時の関係書類は保管していないため、人事記録等申立てに関する資料は確認できない上、申立人の厚生年金保険料の控除について不明であるとしている。

さらに、申立人は同僚の名前を記憶していないため、聴取を行うことができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 1 日から 35 年 9 月 1 日まで  
A社に営業担当として5年間勤務していた。喪失年月日は間違いないが、加入月数が16か月となっており、当時3年間も失業はしていないので納得できない。  
当時の同僚も得意先も5年間お世話になったので記憶があると思われ、事業所の現在の社長、奥さんも健在なので話を聞いてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述等から申立人は申立期間当時、申立事業所に勤務していたことが推認できるものの、申立人が記憶する同僚の加入記録をみると、先輩従業員（申立人もより4、5年早く入社）は、申立人が資格喪失した後の昭和 37 年 7 月 1 日に資格を取得し、後輩従業員は申立人と同一日（昭和 35 年 9 月 1 日）に資格を取得していることから、申立事業所は、厚生年金保険の加入について従業員によって取扱いが異なっていたことがうかがわれる。

また、申立人が記憶している当時の経理担当者は、加入記録が無い上、申立人は、当時の従業員数は30人から40人としているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が資格取得した時点の申立事業所における厚生年金保険加入者数は24人となっており、従業員の中には加入していない者もいたものと考えられる。

さらに、申立事業所は、申立期間当時の関係書類は保管していないため、人事記録等申立てに関する資料は確認できない上、同僚等からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について具体的な供述は得られなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は昭和 35 年 9 月 1 日、資格喪失日は 37 年 1 月 29 日となっており、申立期間について健康保険番号に欠番は無く、

申立人の氏名は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。